

議案第317号

大阪市火災予防条例の一部を改正する条例案

大阪市火災予防条例（昭和37年大阪市条例第14号）の一部を次のように改正する。

第30条の3第4項の表中

「

第1項第1号から第5号まで並びに第6号イ及びウに掲げる住宅の部分	光電式住宅用防災警報器（住宅用防災警報器及び住宅用防災報知設備に係る技術上の規格を定める省令（平成17年総務省令第11号。以下住宅用防災警報器等規格省令という。）第2条第4号に掲げる光電式住宅用防災警報器をいう。以下この表において同じ。）
----------------------------------	---

」

を

「

第1項第1号、第3号から第5号まで並びに第6号イ及びウに掲げる住宅の部分	光電式住宅用防災警報器（住宅用防災警報器及び住宅用防災報知設備に係る技術上の規格を定める省令（平成17年総務省令第11号。以下住宅用防災警報器等規格省令という。）第2条第4号に掲げる光電式住宅用防災警報器をいう。以下この表において同じ。）
第1項第2号に掲げる住宅の部分	光電式住宅用防災警報器又は住宅用防災警報器等規格省令第2条第4号の2に掲げる定温式住宅用防災警報器

」

に改める。

第30条の4第3項の表中

「

前条第1項第1号から第5号まで並びに第6号イ及びウに掲げる住宅の部分	光電式スポット型感知器（感知器等規格省令第2条第9号に掲げる光電式スポット型感知器のうち、感知器等規格省令第17条第2項で定める1種又は2種の試験に合格するものに限る。以下この表において同じ。）
------------------------------------	---

」

を

「

前条第1項第1号、第3号から第5号まで並びに第6号イ及びウに掲げる住宅の部分	光電式スポット型感知器（感知器等規格省令第2条第9号に掲げる光電式スポット型感知器のうち、感知器等規格省令第17条第2項で定める1種又は2種の試験に合格するものに限る。以下この表において同じ。）
前条第1項第2号に掲げる住宅の部分	感知器等規格省令第2条第2号に掲げる差動式スポット型感知器、定温式スポット型感知器（感知器等規格省令第2条第5号に掲げる定温式スポット型感知器のうち、感知器等規格省令第14条第2項第1号で定める特種の試験に合格するものであって、公称作動温度が60度又は65度のものに限る。）又は光電式スポット型感知器

」

に改め、同条第4項中「第37条第7号から第7号の3まで」を「第37条第4号から第6号まで」に改める。

第30条の5中第2項を削る。

第61条の2中「第3条の4第1項第3号ア」を「第3条の4第1項第2号ア」に改める。

附 則

- 1 この条例は、平成26年4月1日から施行する。ただし、第61条の2の改正規定は、公布の日から施行する。
- 2 この条例の施行の際、現に存する改正後の大阪市火災予防条例（以下「新条例」という。）第30条の2に規定する住宅（以下「住宅」という。）における同条各号に掲げる住宅用防災機器（新条例第30条の3第1項第2号の住宅の部分に設置するものに限る。以下「住宅用防災機器」という。）、現に新築、増築、改築、移転、修繕若しくは模様替えの工事中の住宅に係る住宅用防災機器又は平成31年3月31日までに新築、増築、改築、移転、修繕若しくは模様替えの工事を開始する住宅に係る住宅用防災機器で、その設置及び維持が新条例第30条の3及び第30条の4の基準に適合しないものに係る設置及び維持の基準については、これらの規定にかかわらず、なお従前の例による。

平成25年11月 19 日提出

大阪市長 橋 下 徹

説 明

住宅用防災機器の設置及び維持の基準を改めるとともに、規定を整備するため、条例の一部を改正する必要があるので、この案を提出する次第である。

(参 照)

{ 傍線は削除
太字は改正

大阪市火災予防条例（抄）

（住宅用防災警報器の設置及び維持の基準）

第30条の3 省 略

2 - 3 省 略

4 住宅用防災警報器は、次の表の左欄に掲げる住宅の部分の区分に応じ、同表の右欄に掲げる種別のものを設けなければならない。

住宅の部分	住宅用防災警報器の種別
第1項第1号、 第3号 から第5号まで並びに 第6号イ及びウに掲げ る住宅の部分	省 略
第1項第2号 に掲げる 住宅の部分	光電式住宅用防災警報器又は住宅用防災警報器等規格省令第2 条第4号の2に掲げる定温式住宅用防災警報器
省 略	省 略

5 - 6 省 略

（住宅用防災報知設備の設置及び維持の基準）

第30条の4 省 略

2 省 略

3 感知器は、次の表の左欄に掲げる住宅の部分の区分に応じ、同表の右欄に掲げる種別のものを設けなければならない。

住宅の部分	感知器の種別
前条第1項第1号、 第3号 から第5号まで並びに 第6号イ及びウに 掲げる住宅の部分	省 略

前条第1項第2号に掲げる住宅の部分	感知器等規格省令第2条第2号に掲げる差動式スポット型感知器、定温式スポット型感知器（感知器等規格省令第2条第5号に掲げる定温式スポット型感知器のうち、感知器等規格省令第14条第2項第1号で定める特種の試験に合格するものであって、公称作動温度が60度又は65度のものに限る。）又は光電式スポット型感知器
省 略	省 略

4 住宅用防災報知設備は、その部分である法第21条の2第1項の検定対象機械器具等で令第37条第7号から第7号の3までに掲げるものに該当するものについては、これらの検定対象機械第4号 第6号

器具等について定められた法第21条の2第2項の技術上の規格に、その部分である補助警報装置については、住宅用防災警報器等規格省令に定める技術上の規格に、それぞれ適合するものでなければならない。

5 省 略

（設置の免除）

第30条の5 省 略

2 前3条の規定にかかわらず、火災の発生を未然に又は早期に感知し、及び報知する性能が前2条に定める基準によるものと同等以上であると消防長が認める住宅用防災警報器又は感知器を第30条の3第1項第2号に定める住宅の部分に消防長が定める技術上の基準に従って設置するときは、当該住宅の部分に設置する住宅用防災警報器又は感知器については、前2条に定める基準によらないことができる。

（消防用設備等又は排気ダクト等に設ける自動消火装置の設計届出）

第61条の2 消防用設備等（令第7条に規定する消火器、簡易消火用具、非常警報器具、誘導標識及び令第36条の2第1項に規定する消防用設備等を除く。）又は第3条の4第1項第3号ア第2号

に規定する火炎の伝走を防止できる自動消火装置の設置に係る工事をしようとする者は、あらかじめ、工事設計書を消防長に届け出なければならない。